

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年9月8日(水) 午前10時00分から午前10時25分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地  
倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員 21人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員

9番 野口 國治 委員 10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員

12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員

16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員

20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 3人

15番 中西 公仁 委員 19番 石井 雄一 委員 23番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 田邊 洋樹 委員 9番 野口 國治 委員 22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について

議案第7号 農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定に係る意見書の提出について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて

報告第6号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二    事務局課長主幹 富山 典子    事務局主幹 中村 英樹  
事務局主幹 日下部 啓司    事務局主幹 成田 裕次    事務局主幹 塩見 雅子  
事務局主任 小山 八穂子    事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から9月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和3年9月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は21名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号12番藤原正美委員と議席番号13番難波明朗委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主幹と大橋主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁に5件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が4件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から5番について調査票をもとに説明】 今回は、特に問題となるような案件はございませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から5番について、許可、と決定いたします。</p> <p>続きまして、2頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、2頁に2件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件とも許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から2番について許可、と決定します。</p> <p>続きまして、3頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から6頁にかけて15件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>この中で、6番についてですが、転用目的は、分家住宅を建築するものですが、現在の状況を調査したところ、所有農地について、所有者及びその家族が耕作しておらず、第三者に耕作を委託している状況でした。また、その家族の話では、今後も委託する旨の回答がありました。このため、申請人が将来、担い手として農業を引き継いでいく見込みについて疑義が生じています。</p> <p>この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、将来的に農</p>

業を継続できる状況なのかを確認する必要があるため、保留とのことでした。  
その他の14件につきましては、特に問題はございませんでした。  
以上により、今回申請のありました15件について、6番は保留、残りの14件は許可意見とのことでした。  
許可意見とされた14件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。  
この14件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。  
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の6番は保留、残り14件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の6番は保留ほか14件について許可、と決定します。  
続きまして、7頁をご覧ください。  
議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。  
おそれいます、田邊委員、野口委員、井上委員に係る案件があります。  
農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。  
( 田邊委員 野口委員 井上委員 退席 )  
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】  
塩見でございます。それではご説明させていただきます。  
議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から11頁にかけて25件の計画が、農業委員会に提出されました。  
利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が15件、使用貸借が10件でございます。  
また、利用期間につきましては更新が2件、更新切れを含む新規が23件でございます。  
今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが8件、農地所有適格法人によるものが4件、その他は個人でございます。  
借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。  
議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、25件とも承認が相当と判断いたします。  
なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員	<b>【異議なしの声】</b>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。</p> <p>(入室)</p> <p>退室されていた3名の委員に報告いたします。</p> <p>議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>続きまして、12頁をご覧ください。</p> <p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」の説明】</b></p> <p>中村です。説明させていただきます。</p> <p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、12頁に1件の申請がありました。</p> <p>令和3年6月18日付けで、自己住宅で所有権移転として転用許可を受けていましたが、転用地の一部を所有権移転から使用貸借権の設定に変更するため、事業計画変更承認申請書が提出されました。</p> <p>このことについて倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<b>【異議なしの声】</b>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号を承認とします。</p> <p>続きまして、13頁をご覧ください。</p> <p>議案第6号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第6号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について」の説明】</b></p> <p>小山です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第6号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について」でございますが、農地の権利取得面積(別段の面積)とは下限面積のことでございます。</p> <p>平成21年12月施行の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令の定めによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになり、倉敷市でも、平成28年には「2015年農林業センサス」の調査結果を参考に市内一部区域において、令和元年には真備地区において、下限面積を引き下げました。</p> <p>また、「農地法関係事務に係る処理基準について」においては、農業委員会が別段の面積を定めようとする場合は、「農林業センサス」の調査結果等を活用することとされています。</p>

このため2020年農林業センサスの調査結果を参考に、今年度下限面積（別段の面積）の設定について見直しを行い、8月開催の各地区協議会において検討・審議を行いました。

つきましては、次のとおり提案いたします。13頁をご覧ください。

後半部分になりますが、見直しの結果、【設定案】の表に記載された区域について、農地法施行規則（以下「則」という。）第17条第1項を適用し、現行の下限面積（別段の面積）を設定案のとおり引き下げを行い、その他の区域は従前のままとします。

なお、則第17条第2項の適用は行わないことといたしました。

理由としては、2020年農林業センサス等で、当該区域について、40a未満の農家が、各区域における全農家数の4割を超えたため、下限面積の引き下げを行い、また、倉敷市管内における遊休農地の割合は低い現状であることから、則第17条第2項は適用しないというものです。

各地区協議会でご審議いただきましたが、設定案に記載の区域について、10a下限面積を引き下げ、その他の区域については従前のままと決定し、今後は総会終了後、速やかに告示し、告示日をもって適用すべしとのご意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明がありました。議案第6号につきましては、13頁、14頁の改正案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第6号は、承認と決定します。

次に、15頁をお開きください。

議案第7号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定に係る意見書の提出について」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 塩見でございます。それではご説明いたします。

議案第7号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定にかかる意見書の提出について」でございますが、倉敷市長より、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、意見を求められているものでございます。

改定理由でございますが、令和3年3月に県の「21世紀おかやま農業経営基本方針」が改定されたことに伴い、「くらしきの魅力ある農業経営農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を見直すものでございます。

主な改定内容は6つございます。

(1) 認定農業者や基本構想水準到達者等の担い手の目標数

460経営体 ⇒ 360経営体

(2) 新規の認定農業者の確保数、年間13経営体を加筆

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標

10人 ⇒ 12人

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の指標のうち、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間

1,900時間 ⇒ 1,800時間

(5) 営農類型（基本指標）を実情に応じて変更（農業経営基盤強化促進法第6条第2項第2号関係）

(6) 農地利用集積円滑化事業の廃止（農地中間管理事業に統合）により、本事業

の記載を削除

なお、改定案及び新旧対照表は、あらかじめ議案と一緒にお配りしている資料のとおりでございます。

これらの内容について、各地区協議会でご審議いただきましたが、この度の改定案については妥当なものと判断されるため、16頁の意見案のとおり「意見なし」とすることが相当とのご意見でございました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明では、議案第7号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改正に係る意見書の提出について」は、16頁の意見書案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしとのことですので、議案第7号は承認されました。  
審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。  
報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局 【報告第1号から第6号について報告・説明】

日下部です。報告いたします。

17頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、17頁から23頁にかけて19件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に24頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁から26頁にかけて12件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に27頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、27頁から34頁にかけて36件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に35頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが35頁に4件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に36頁をお開きください。

報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて」でございますが、36頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

次に37頁をお開きください。

報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが、37頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が令和3年6月1日に農地中間管理権を取得した農地において、借り手が変更されたため賃貸借権が移転されたものでございま



	<p>すが、備考欄に記載のとおり令和3年7月31日に賃料及び作物が変更され、使用貸借となっておりますことを併せてご報告いたします。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありました。ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p><b>【質問なしの声】</b></p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
吉井副参事	<p><b>【事務局から連絡事項を伝える】</b></p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(次回総会の日程案内など連絡)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は10月13日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時25分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年9月8日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員